

# 報 告 書

平成 24 年 9 月 1 日

泉大津市議会議長 様

総務常任委員会

委員長 林 哲二



下記の通り出張しましたので、その概要について報告いたします。

記

1. 日 時 平成 24 年 8 月 21 日 (火) ~ 8 月 22 日 (水)

2. 出張先 21 日 (東京都小平井市役所)

22 日 (千葉県我孫子市役所)

3. 目的 小平市「いきいき協働事業提案制度について」

我孫子市「提案型公共サービス民営化制度について」

「補助金の公募と市民審査について」

4. 参加者 総務常任委員会委員、池辺、中谷、大久保、田中、森下、林

総合政策部 企画調整課長 堀内

総合政策部 人権市民協働課長 和田

総合政策部 市民協働推進係長 檜

議会事務局 次長 桜井

合計 10 名

4. 報告事項 別紙添付

## 報 告

総務常任委員会視察として、所属議員6名と所管の職員3名、議会事務局員1名の合計10名での視察となりました。東京都小平市にて、・いきいき協働事業提案制度について、千葉県我孫子市にて・提案型公共サービス民営化制度について・補助金の公募と市民審査についてを勉強させてもらいました。

内容について下記のとおり報告します。

### 1日目：東京都小平市役所 第2委員会室にて

- ・市民生活部参事（市民協働） 河原 順一氏
- ・市民生活部主査（市民協働） 大竹 博文氏
- ・市民生活部産業振興課 グリーンロード係主事 高橋 晃子氏
- ・議会事務局 調査担当 主任 男澤 暁亮氏
- ・小平市議會議長 佐野 郁夫氏

議会事務局主任の男澤氏の案内により、小平市議會議長の歓迎の挨拶に始まり、その後は、市民生活部の河原参事を中心にいきいき協働事業についての説明、そして質疑応答と言う形で、午後1時30分から、午後3時30分の予定が、少々時間オーバーしましたが、充実した2時間でした。

内容ですが、まず、小平市のいきいき協働事業提案制度とは、ボランティア団体や市民活動団体、自治会等が、公益性の高い事業を提案し、市と協働して実施することにより、市民との協働の推進を図るとともに地域の課題の解決など公益の増進に寄与することを目的として、平成21年度に検討、提案された制度との事。

事業の流れとしては、まず、市民団体から協働事業の提案があり、その事業に関する担当課を割り振りし、提案団体と担当課で事業実施に向けての事前調整が行われます。調整後に、より具体化した申請書が再提出され、その後、選考審査会が開かれるとの事です。この審査会では学識経験者3名を含む有識者、市職員、計7名で非公開で選考されるそうです。そして、選考されると、予算が編成され、翌年度から事業が実施されます。（予算限度は一事業200万円です）

また、選考審査の基準は以下の通りで、かなり厳しくやっているようです。

- ・目的：地域課題の解決につながる、市事業としてどうかからの視点。
- ・独創性、先駆性等：独創性や先駆性など新たな公共からの視点。
- ・実現性：実施上の課題や実施体制、経費などからの視点。

- ・成果：具体的な効果や成果、市民満足度の向上からの視点。
- ・協働効果：協働する効果、波及効果、協働事業の先例などからの視点

以上のように、色々な視点から基準を設けていますが、やはり、予算は市民の血税から組まれるわけですので、決していい加減にな内容で選考する訳にはいかないのは当然の事だと思いました。

また、過去のいきいき協働事業提案制度で採択された事業は以下の通りです。

平成 21 年度に採択された事業、2 事業。

- ① 食物資源堆肥で作った野菜を食べよう（地産地消・資源循環モデル事業）
- ② 小平市コミュニティビジネス支援事業

平成 22 年度に採択された事業、2 事業。

- ① わかりやすい精神保健福祉講座
- ② 小平の観光資源発掘・発信事業

平成 23 年度に採択された事業、2 事業。

- ① バイオディーゼル燃料等、自然エネルギー活用推進のための調査研究事業
- ② 小平市防災マップのリデザイン

過去 3 年間ずっと 2 事業ですが、募集は 6 件、7 件とあったようです。

ただ課題として、おっしゃられたのは、

- ・市民団体の思ってる内容と行政の思ってる内容に差がある。
- ・提案事業が一つの課に集中しやすい。産業振興と障害関係
- ・食育関係の提案は健康課と教育とまたがるので調整が難しい
- ・協働事業としての効果がまだ、3 年あまりでは見えにくい
- ・今のところ、単年度事業なのだが、これでいいのかまだ何ともいえない

といった内容でした。

まだまだ、実績というか、目に見える効果は感じられてない部分もあるようですが、実際に行っているこの事業は素晴らしい事だと思いますし、今後必ず成果が出てくることと思います。なぜなら、今後、分権型社会システムがますます求められるなか、従来の公共サービスの担い手である行政だけの力では、おのずと限界もあろうかと思われますし、市民団体や N P O 法人など、多様な主体が市民の

立場、発想で、地域の様々な課題解決に取り組んでいくしくみが必要になってきていることは間違いないと思われるからです。

今後は、まずは、泉大津市で取り入れるべき事、取り入れられる可能性の高い事、参考にはなるが、泉大津市にはまだちょっと無理なこと等、きっちり精査していきたいと思います。

まずは、・小平市民活動支援センターあすぴあ、という市民活動を支援するための活動団体があり、ボランティア・市民活動情報誌「あすぴあ通信」を年4回発行したり、市民活動支援センター内ではスタッフが常駐して、活動の相談を受けたり、会議室を団体の会議に貸したり交流スペースを利用してもらったりとの活動に、心を動かされました。是非、泉大津市でも泉大津市民活動支援センターが出来て、より市民活動が盛んになればと思います。

## 2日目 : 千葉県 我孫子市役所 議事堂第1委員会室

- ・ 総務部 副参事 川村 豊氏
- ・ 総務部総務課 課長補佐 倉田 修一氏
- ・ 市民生活部市民活動支援課 主査長 嶋田 繁氏
- ・ 市民生活部市民活動支援課 主事 岩上 誠氏
- ・ 市議会事務局 次長補佐 小林 修氏
- ・ 市議会事務局 庶務担当 中場 志保氏
- ・ 我孫子市議会議長 川村 義雄氏

我孫子市では、議会事務局の中場氏の案内により、まずは市議会議長の河村氏の挨拶を頂戴し、その後は・提案型公共サービス民営化制度について・補助金の公募と市民審査についての順番でそれぞれの担当者からの説明を受けて、その後質疑応答という形で、午前10時からお昼12時まで勉強させていただきました。

内容についてですが、まず「提案型公共サービス民営化制度について」ですが、そもそも、公共サービスをすべて行政が提供するのは困難になってきたことから、民と官が対等な立場で公共の分野を担う仕組みが必要と考え、官の発想による民間委託・民営化への転換をとの考え方からの動きです。そして、例外なくすべての

事業を公表し、民間から委託・民営化の提案を募集し、市が実施するより市民にプラスなら委託・民営化へと進む制度のことです。

経緯については平成17年3月に当時の市長が実施を表明し、庁内で事業リスト作成、制度設計し平成18年3月、提案募集を再スタート。さらに平成22年6月、募集を再スタートし、平成23年7月、23年度募集。

公表事業数としては合計1,078事業。

提案団体は・民間企業、NPO、市民活動団体など、個人を除く全ての団体。

内容は・新たな工夫で、サービスの質などの面から市が実施するより市民にプラスになる提案に限る。

事業の一部、複数の事業を集約した提案も可です。

提案方法は提案者が協議の申し入れ、市（担当課・総務課）が提案者と市で協議し、提案者から最終的な提案として市へ提出される。

大変有意義な視察となりました。

次に提案審査で提案審査委員会の構成は常任委員3名、+専門委員2名となっております。

審査方法は、書類審査、提案者と担当課へのヒアリング審査です。

そして、審査基準ですがまずは、・市民の利益（市民サービスの向上、コスト削減、地域の活性化、行政と民間の役割分担を総合的に判断しての市民のプラスになるか）・独自性（行政や他の民間業者にはない、提案者独自のアイデアが含まれているか）・実現性（実現性の高い内容か）・団体能力（事業を担う体制、能力はあるか）というそれぞれの点において審査されます。

これまでの実績としては、提案件数108件、審査件数87件、審査結果で採用46件（うち条件付採用32件）不採用41件となっております。

主な採用提案としては、・妊婦対象教室→助産師団体（専門性高まり、利便性も向上）・公民館講座→NPO、有限会社（質の高い講師陣、内容充実）・広報編集→株式会社（人員減、組織統合につながる）といったところです。

そして、事業の成果としては①サービス向上とコスト削減を実現 ②行政の発想では生み出せなかった事業と団体の新たな結びつき ③企業や団体との意見交換、協議を通じ職員の意識改革促す といったところがあげられておりました。

次に「補助金の公募と市民審査について」ですが、我孫子市では、思い切った補助金の制度改革をされており、その内容について説明をきかせていただきました。まずは、その前提として、市民活動支援課を平成12年4月に設置し、我孫子市内に存在する約340の市民活動団体（公益的な活動をする団体）がより一層活動しやすくなるための支援を出来るような体制を整えております。あと、340の団体のうち約50がNPO法人とのことです。

そして、補助金については、平成9年に新たな制度の検討を開始し、平成10年に補助金等検討委員会を設置。平成11年度までの市単独の補助金をすべて白紙に戻し、平成12年度から新たな制度をスタートさせることとなりました。

その新たな補助金制度の特徴として

- 1) 既得権の廃止
- 2) 補助金の再区分
- 3) 第三者機関の設置

があげられます。

既得権の廃止としては、まず交付期間の期限を設けるとのことで、最長3年としておりますが、内容によっては、交付年数を3年以下に限定、または交付額を段階的に減額する場合もあるとの事です。3年後に再度申請は可能ですが、審査は再度受け直す必要ありとのこと。

そして、区分については、「国・県の上位制度」「施策的」「公募」の3つに再区分し、このうち市単独の補助金である「施策的」「公募」を補助金等検討委員会の審査対象しております。「公募」補助金は新たな市民活動への補助で対象は5名以上で活動拠点が市内にある団体。「施策的」と「公募」は事務局が課共同で、施策的補助金は財政課、公募補助金は市民活動支援課となっております。

さらに、第三者機関の設置については、市民5名で構成する「補助金等検討委員会」を設置し、「施策的」「公募」に申請されたすべての案件を審査します。

委員構成は我孫子市以外の自治体職員OB（行政経験者）、行政書士、市内2大学の教員となっており、任期は3年、男女比は半数程度です。

審査の基準としては、「時代度」「実現目的達成可能度」「創造性（独創性）」「我孫子らしさ」がポイントです。

以上で、無事公募が認められると、補助対象は事務局人件費、消耗品費、保険料、事務所賃貸料、光熱水費、備品費などで、補助額の上限は補助対象経費に100分の10～100分の50です。

審査結果として、採択団体は広報あびこ、市ホームページに掲載されます。交付団体は3年の年限内でも、年度ごとに申請と請求手続きが必要です。請求は年度末の事業終了後のほか、事前の概算払いも可能。中間報告として、11月にそれまでの事業実施状況について市に報告する。最後に、実績報告として、1年間の事業実施状況と決算について市に報告。活動にかかるすべての領収書を提出（市民活動支援課担当者が全てチェック）

とにかく、綿密に計画をすると同時に一度、補助金をすべて白紙に戻すという、思い切った改革をはじめた勇気と英断に拍手です。何事も初めての試みの場合、躊躇するものですが、まずは一歩踏み出す勇気が本当に大切なだと痛切に感じました。今後の泉大津市の中でも市民協働をすすめる上で大いに参考にしたいところです。